

## 栗東市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月21日

栗東市監査委員 井之口 秀行

栗東市監査委員 藤田 啓仁

### 定期監査（令和2年度前期）結果

1. 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。

3. 監査の対象及び監査期日

(1) 市立幼児園・保育園・幼稚園

令和2年5月1日～令和2年6月19日

(2) 市立小学校9校・中学校3校、事務支援センター

令和2年7月17日～令和2年8月13日

4. 監査の着眼点と実施内容

財務事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、提出された監査資料と通帳や補助金等関係書類との照合確認による審査を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、当初予定していた葉山・葉山東学区各校園の実地監査を中止したため、今年度はすべて書類審査にて定期監査を実施した。

5. 監査の結果

書類審査により監査した限りにおいては、財務に関する事務は概ね適正に執行されていると認められた。軽微な注意事項については先に関係職員に通知したため記述を省略する。引き続き適正な事務の執行に努められたい。

なお、これまでの「保幼小接続期カリキュラム」にかかる取り組みを振り返るとともに、保幼小の一層の連携強化を図り、幼児期の「育ち」から小学校の「学び」までの連続性、一貫性を持った取り組みを推進されたい。

付 記

本監査に当たっては、三木敏嗣前監査委員が令和2年6月8日まで関与し、藤田啓仁監査委員は同月9日以降関与した。

以 上